発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表目】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

訂正発行者情報

2025年3月12日

株式会社翔栄

(SHOEI CO.,LTD.)

代表取締役 木村 鉄三

東京都港区元麻布三丁目2番13号

(03)6447-1500(代表)

取締役総務管理部長 鈴木 友理

フィリップ証券株式会社

代表取締役社長 永堀 真

東京都中央区日本橋兜町4番2号

https://www.phillip.co.jp/

(03)3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称:株式会社証券保管振替機構 住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社翔栄

https://www.shoeigroup.co.jp/ 株式会社東京証券取引所

https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第32【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項 第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PROMarketに係る諸規則に留意する必要があります。

4	東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは 誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに 限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いませ ん。

1.【訂正発行者情報の提出の理由】

2024年10月25日付で公表した2024年7月期事業年度に係る発行者情報において、関連当事者情報について修正すべき事項が判明しましたので、その記載内容を訂正するため、訂正発行者情報を提出するものであります。

2.【訂正事項】

2024年7月期事業年度において、当社の関連当事者である株式会社ウッドビレッジに対して貸付金の貸付170,000 千円を行いましたが、当該事案について、関連当事者情報への記載が漏れていたものであります。これは、当該事案 について、当初は別の会社に購入の地位を譲渡することで検討を進めていましたが、当該事案の取引上のリスクを勘 案して株式会社ウッドビレッジへ購入の地位を譲渡することに変更したところ、社内の情報共有が不十分であったた め、経理担当者が変更の事実を認識できていなかったこと、加えて、社内における関連当事者注記に係る理解や同 取引を網羅的に把握する体制が不十分であったことによるものであります。なお、2024年7月期の財務諸表におい て、損益計算書及び貸借対照表の純資産に与える影響はありません。

3.【訂正箇所】

主な訂正箇所は、以下の通りであり、訂正箇所には下線を付して表示しております。

(1) 第6【経理の状況】1【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】

【関連当事者情報】

- 1. 関連当事者との取引
- (3)役員及び個人主要株主等

<訂正前>

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又 は 出資金 (千円)	事業の内 容 又は職業	所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	木村鉄三	ı	ı	当社 代表取締 役 社長	(被所有) 直接 63.1 間接 36.8	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注1)	676,569		-
役員及 び個人 主要等 主等	(株)		10,000	不動産賃貸	(被所有) 直接 36.8	債務保証	銀行借入に 対する債務 保証 (注3)	92,048	_	-
			10,000			共同事業への参画	共同事業参画金の拠出	38,000	建設仮勘定	38,000

- (注1) 当社の借入債務に対し、木村鉄三が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。
- (注2) ㈱ウッドビレッジは、当社代表取締役社長木村鉄三が議決権の100%を直接保有しております。
- (注3) ㈱ウッドビレッジの借入債務に対し、当社が債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。

<訂正後>

当事業年度(自 2023年8月1日 至 2024年7月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又 は 出資金 (千円)	事業の内 容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	木村鉄三	ı	_	当社 代表取締 役 社長	(被所有) 直接 63.1 間接 36.8	債務被保証	銀行借入に 対する債務 被保証 (注1)	676,569	_	_
役員及 び個人 主要株 主等	及 人 朱 :- (株)ウッド ビレッジ (注2)	名古屋市東区	10,000	不動産賃貸	(被所有) 直接 36.8	債務保証	銀行借入に 対する債務 保証 (注3)	92,048	_	_
工业						資金の貸付	<u>資金の貸付</u> (注4)	170,000	長期貸付金	170,000
						共同事業へ の参画	共同事業参 画金の拠出	38,000	建設仮勘定	38,000

- (注1) 当社の借入債務に対し、木村鉄三が債務保証を行っております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払い は行っておりません。
- (注2) ㈱ウッドビレッジは、当社代表取締役社長木村鉄三が議決権の100%を直接保有しております。
- (注3) ㈱ウッドビレッジの借入債務に対し、当社が債務保証を行っております。なお、保証料の受取はありません。
- (注4) ㈱ウッドビレッジの不動産転売資金を貸し付けております。なお、同社は当社代表取締役社長木村鉄三の資産 管理会社であり、当社株式のTOKYO PRO Market市場上場時に、当社と同社との間の関連当事者取引を整理する 方針でありました。今後、当社と同社との間で競業取引及び関連当事者取引を行わないこととしております。